

交付対象水田となる期間の考え方

判定ルール：令和9年度以降は、**申請年度の過去の直近5年**に水稲の作付（水張り）がない圃場は交付対象水田から除外となる。
 （ただし、災害復旧事業及び基盤整備事業が行われた期間は除く）

⇒ 5年水張り判定期間スタート

⇒ 交付対象水田に係る水稲作付（水張り）確認開始

例1 令和9年度以降も交付対象水田となる事例

申請年度		R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
判定期間 (過去の直近5年)							R4~R8	R5~R9	R6~R10	R7~R11	R8~R12	R9~R13
例1	作物	水稲 (水張り)	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	水稲 (水張り)	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	水稲 (水張り)
	判定						交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象	交付対象

例2 令和9年度以降は交付対象水田から除外となる事例

例2	作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物
	判定						交付対象外	交付対象外	交付対象外	交付対象外	交付対象外	交付対象外

例3 交付対象外となった水田に、水稲を作付しても交付対象水田とはならない事例

例3	作物	畑作物	水稲 (水張り)	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	畑作物	水稲 (水張り)	畑作物	畑作物
	判定						交付対象	交付対象	交付対象外	交付対象外	交付対象外	交付対象外